

議第 77 号 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和元年 6 月 14 日に公布された、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「適正化法」といいます。）により、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整理をするものです。

2 適正化法の趣旨

成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」といいます。）の人権が尊重され、不当に差別されることがないように、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定を設けるなど、関係法律について所要の規定の整備がされました。

3 地方公務員法の一部改正の内容

適正化法第 44 条の規定により、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項から成年被後見人等であることが削除されました。これにより、成年被後見人等に該当することで地方公務員の採用試験や選考を受けることができなくなったり、同法第 28 条の規定により失職することがなくなります。

4 改正の内容

成年被後見人等であることを欠格事項とする規定である地方公務員法第 16 条第 1 号の削除により、次のとおり条例を一部改正します。

- (1) 期末手当及び勤勉手当の支給に係る規定において、成年被後見人等に該当する場合の失職に係る規定を削除します。
- (2) 退職手当の支給制限に係る規定において、成年被後見人等に該当する場合の失職を除く旨の規定を削除します。

5 施行期日

令和元年 12 月 14 日